

第 17 号議案

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する
条例及び公益的法人等への足立区職員の派遣等に関する条例の一
部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 24 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する
条例及び公益的法人等への足立区職員の派遣等に関する条例の一
部を改正する条例

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条
例の一部改正)

第 1 条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関す
る条例(昭和 63 年足立区条例第 40 号)の一部を次のように改正す
る。

第 2 条第 2 項第 3 号中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(公益的法人等への足立区職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第 2 条 公益的法人等への足立区職員の派遣等に関する条例(平成 14
年足立区条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

付 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条
例案を提出いたします。